

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成23年11月30日					
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府宇治市宇治小桜4番地の2		氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名) ユニチカグラスファイバー株式会社 代表取締役社長 小幡 啓介 電話 0774-267486					
主たる業種	ガラス繊維・同製品製造業	細分類番号 21-21-17					
事業者の区分	第22条第1項第1号 京都府地球温暖化対策条例施行規則 第22条第1項第2号又は第3号 第22条第1項第4号						
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	省電力・省エネルギー機器の導入、エネルギー消費効率の改善、廃棄物の抑制、リサイクルの推進、全部門で2001年取得の環境マネジメントシステムの活動項目の実施等で、CO2の削減を目指す。						
計画を推進するための体制	工場長を本部長とする地球温暖化対策本部の設置、省エネルギー推進委員会と連動して、実施計画の策定、月毎のエネルギー消費量等の進捗管理体制を構築する。工場の月報会議 (係長以上参加) において、エネルギー使用状況の月毎の報告と確認の実施を行う。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	9,261.5 トン	9,828.8 トン	9,976.2 トン	10,074.2 トン	7.5 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	9,029.6 トン	9,828.8 トン	9,976.2 トン	10,074.2 トン	10.3 パーセント	
目標の根拠	24年度までに大幅に落ち込んだ稼働率を19年度水準まで戻す。種々の取り組みの結果及び製品の回収率向上により、24年度排出量は19年度実績10,523トンから約5%の削減となる。25年度には燃費改善 (4700kwh) による増産を計画しているが、更なる取り組みにより排出量削減を目指す。						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (延床面積 m ²)	1.16	1.23	1.25	1.26	5.56 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠	製品の回収率向上により対生産量原単位は今後大幅に悪化する。製品単価は23年度に大幅な見直しを行ったため対出荷額原単位も変動が大きい。そのため一定である対延床面積 (6005m ²) 原単位を採用した。						
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度 (22) 年度	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	57.0 トン	71.0 トン	85.0 トン	100.0 トン			
具体的な取組及び措置の内容	(23) 年度	照明器具の省エネタイプへの順次更新 11540kwh					
	(24) 年度	照明器具の順次更新継続 工場内各所の省エネ見直し					
	(25) 年度	750kVA変圧器を省エネ型に更新 18100kwh					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月10日をノーマイカーデーとする					
	上記の措置を採用する理由	ユニチカ宇治事業所全体の方針として継続実施中					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (23) 年度	第2年度 (24) 年度	第3年度 (25) 年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	地域の美化清掃活動 クリーン宇治運動 (年3回) に参加						
特記事項	省エネルギー推進委員会を二ヶ月に一回第二木曜日に実施 毎月第二金曜日をノー残業デー (六時消灯) とする ISO14001 (取得済) に基づく従業員への環境教育を実施						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。